

議 第 30 号
令和 6 年 5 月 23 日提出

熊本市体罰等審議会委員の委嘱について

熊本市体罰等審議会委員を次のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

区分	氏名	所属団体・役職等	委嘱期間
弁護士	モリ 森 ノリカズ 徳 和	森法律事務所所長	令和6年7月20日から 令和8年7月19日まで
学識経験者	フジナカ 藤 中 タカヒサ 隆 久	熊本大学教職 大学院教授	
医師又は 臨床心理士	オカノ 岡野 タカアキ 高 明	熊本心身医療 クリニック院長	
市立学校の保護者	タナカ 田中 ヒロミ 弘美	市立小中学校の 保護者	
市立学校の教職員 又は教職員であつ た者	カワシタ 川 下 ユミコ 裕美子	熊本市立学校の 元養護教諭	

(提出理由)

熊本市体罰等審議会委員を委嘱するため、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条及び別表5の表9の項並びに熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第12号の規定により議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考】

熊本市体罰等審議会委員名簿

	区分	氏名	所属団体・役職等	委嘱期間
1	弁護士	モリ 森 ノリカズ 徳 和	森法律事務所所長	令和4年7月20日から 令和6年7月19日まで
2	学識経験者	フジナカ 藤 中 タカヒサ 隆 久	熊本大学教育学 研究科教授	
3	医師又は 臨床心理士	オカノ 岡野 タカアキ 高 明	熊本心身医療 クリニック院長	
4	市立学校の教職員又は 教職員であった者	カワシタ 川 下 ユミコ 裕美子	熊本市立学校の 元養護教諭	
5	市立学校の保護者	タナカ 田中 ヒロミ 弘美	市立小中学校の 保護者	令和5年11月15日から 令和6年7月19日まで (前任者の残任期間)

【参考】関係例規等

○ 熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
9	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。

○ 熊本市教育委員会教育長事務委任規則（昭和27年教育委員会規則第6号）

（事務の委任）

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(12) 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。

○ 熊本市体罰等審議会運営要綱（令和2年4月17日制定）

（組織）

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 医師又は臨床心理士
- (4) 市立学校の保護者
- (5) 市立学校の教職員又は教職員であった者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。